



2026年5月26日

各 位

会 社 名 株式会社マキヤ
代表者名 代表取締役社長執行役員
早川 紀行
(コード番号 9890 東証スタンダード市場)
問合せ先 専務取締役執行役員管理本部長
兼経理財務部長
竹島 剛
(TEL. 0545-36-1000)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付け、第三者割当による自己株式の処分、株式会社神戸物産との資本業務提携並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第459条第1項の規定による当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うこと、株式会社神戸物産（以下「神戸物産」といいます。）に対して第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といい、本公開買付けと併せて「本取引」と総称します。）を行うこと、並びに、本自己株式処分の処分先である神戸物産との間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本取引に伴い、株式会社マキリ（以下「マキリ」といいます。）が当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社ではなくなり、神戸物産が当社の主要株主である筆頭株主となるなど、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本取引の目的

当社は経営理念である『お客様の「毎日の生活」を、より豊かに、楽しく、健康で、快適にする、「より良い商品」を、「安心の価格（価値価格の安さ）」と「温かいサービス」でご提供し、社会に貢献する、「働き易い、高収益企業」になる！』の実現を目指し、お客様に喜ばれる「品揃え」「品質」「価格」「売り方」「サービス」「マネジメント」のさらなる磨き上げに取り組んでまいりました。また、売上高1,000億円企業へのSTEPを掲げた2025年3月期～2027年3月期中期経営取組施策である「収益性の拡大（売上高の拡大、経常利益率の改善）」、「資本効率の向上（ROE（自己資本利益率）の改善）」、「株主還元の充実（配当性向・DOE（自己資本配当率）の改善）」の達成に向け、各課題と対策に取り組んでおります。利益配分につきましては、新規出店投資、災害リスク対策、地域社会等への貢献及び環境対策投資等の将来の事業展望に備え、内部留保による企業体質の強化と、企業価値・株主価値の向上を図ることを、経営の最重要課題として位置づけており、株主の皆様には安定した配当を維持することが望ましいと考えております。また、営業利益率の改善など効率的な企業経営を通じ資本収益性を高めることにより、PBRの改善に取り組みながら利益配分を行っていくことを目指しており、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としております。2026年3月期の配当につきましては、上記方針に基づき、中間配当は1株当たり15円で実施しており、期末配当は1株当たり15円の実施を決議しております。

また、当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、市場取引等による自己株式の取得を取締役会の権限とすることにより、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的としております。

かかる状況の下、2024年5月下旬、当社株主であるマキリ（本日現在の所有株式数4,343,800株、所有割合（注1）：43.42%）より、現金化を目的として、その所有する当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）の全部である4,343,800株（所有割合：43.42%）（以下「売却意向株式」といいます。）を売却する意向がある旨の打診を受けました。なお、マキリは、2022年6月に当社取締役を退任した矢部利久氏が代表取締役を務める当社創業者一族の資産管理会社であり、当社の主要株主である筆頭株主です。

（注1）「所有割合」とは、当社が2026年5月12日に公表した「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「本決算短信」といいます。）に記載の2026年3月31日現在の普通株式に係る発行済株式総数（10,540,200株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（535,193株）を控除した株式数（10,005,007株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下、同じです。

これを受け、当社は、相当数の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響及び当社の財務状況等を考慮しつつ、2024年6月上旬より、売却意向株式を自己株式として取得すること、売却意向株式の引き受け先の探索などの検討を開始いたしました。

かかる状況の中、当社が売却意向株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）や自己資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながる点の結論に至りました。自己株式の具体的な取得方法に関しては、相当数の自己株式を取得することを前提に、株主間の平等性、取引の透明性、当社にとっての経済合理性及び本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様への利益保護も踏まえ、当社の資本政策面の観点から検討を重ねました。その結果、公開買付けであれば、マキリ以外の株主の皆様にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を踏まえて自己株式取得に応じるか否かを判断する機会を付与できることなど、株主間の平等性の観点から問題がない点、法令等に従った公開買付けの手続きに従って買い付けることで、取引の透明性も担保できる点、市場買付けや立会外取引を利用した自己株式の取得では、制度上、買付価格は市場株価とする必要があり、任意の公開買付価格を設定することができる公開買付けとは異なって市場価格から一定のディスカウントを行った価格での買付けを実現することができないため、経済合理性の観点から当社にとって公開買付けより優位な選択肢とはならない点、また、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格から一定のディスカウントを行った価格による当社普通株式の買付けが可能である公開買付けを選択することが本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様への利益に資することから、公開買付けの方法により当社普通株式を取得することが適切であるとの考えに至りました。

一方で、売却意向株式を自己株式として取得する場合に要する資金は、本決算短信に記載の2026年3月31日現在の当社の手元流動性（現金及び預金）の3,401百万円（手元流動性比率：0.4月（注2））を超えることが想定され、資金調達方法についても検討いたしました。その全額を銀行借入で調達する場合の財務健全性への影響を勘案し、当該取得予定の自己株式の一部を用いた資金調達を検討するに至りました。

（注2）「手元流動性比率」とは、本決算短信に記載の2026年3月31日現在における当社の連結ベースの手元流動性を、本決算短信から計算される2026年3月期の1ヶ月当たりの月商（2026年3月期の連結営業収益を12で除した数）で除した値（小数点以下第二位を四捨五入）をいいます。以下、同じです。

かかる検討を行う中、2025年3月上旬に、当社と業務スーパー店の営業に関してフランチャイズ契約を締結している神戸物産との面談の機会を得、神戸物産の業務スーパーを中心として事業の継続的な成長を目指す中期的な経営戦略に関する見解を伺うとともに、その経営戦略の中で当社とのさらなるフランチャイズ店舗の出店や資本業務提携を含む神戸物産と当社との関係性の強化の可能性も探りたい旨の意向を伺いました。

神戸物産は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場する企業

であり、連結子会社 25 社及び非連結子会社 1 社により構成される企業集団（以下「神戸物産グループ」といいます。）の中核企業とのことです。神戸物産グループは、業務スーパー用商品の製造、卸売及び小売業を営み、業務スーパー店舗をフランチャイズ方式で展開する他、外食・中食事業及び再生可能エネルギー事業も展開しているとのことです。神戸物産グループは、「食の製販一体体制」の確立を達成するべく、積極的なM&Aを行い、原材料の調達からオリジナル商品の開発、販売に至るまでを一貫して行う経営の基本方針の下、中期ビジョンとして、プライベートブランド商品を強化し、業務スーパーを中心として、事業の継続的な成長を目指すことを掲げ、「外食・中食事業の拡大」、「国内プライベートブランド商品の生産能力強化」及び「業務スーパーの継続的な成長」を中期的な経営戦略の基本方針としているとのことです。なお、本日現在、当社は、業務スーパー等のフランチャイズ契約における安定的な取引関係の維持・強化を保有目的として、2004年9月29日以降、神戸物産の普通株式 128,000 株（神戸物産株式所有割合（注3）：0.06%）を所有しております。

（注3）「神戸物産株式所有割合」とは、神戸物産が2026年3月13日に公表した「2026年10月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載の2026年1月31日現在の普通株式に係る発行済株式総数（273,600,000株）から同日現在の神戸物産が所有する自己株式数（51,836,859株）を控除した株式数（221,763,141株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。

かかる神戸物産の意向に対し、当社は、神戸物産との関係性の強化の是非や売却意向株式に関する対応への影響などの社内の議論を深めることとし、2025年9月16日までの間、進捗報告の面談を除き、神戸物産との具体的な交渉は行っておりませんでした。上記2025年3月上旬の神戸物産との面談時の同社の経営戦略に関する見解に共感したこと、神戸物産との関係性強化は当社の中期経営取組施策の達成にも資すること、かかる関係性の強化を資本業務提携により実現できた場合、上記のとおり、取得予定の自己株式を用いた資金調達も可能となることから、2025年9月上旬、神戸物産との資本業務提携は有力な選択肢であるとの考えに至りました。そこで、当社は、2025年9月16日の神戸物産との面談において、神戸物産の意向に対し、当社としても資本業務提携を含む神戸物産と当社との関係性の強化の可能性について、前向きに検討したい旨を口頭で伝えました。このような当社の意向を踏まえ、2025年9月22日に実施した神戸物産との面談において、神戸物産から、当社との資本業務提携により生まれるシナジーについて検討したところ、以下のシナジーが見込まれるとの見解が示されました。

- a) 神戸物産グループの総菜事業「馳走菜」への当社の強みであるアウトパック商品の導入、及び当該店舗の出店拡大の検討
- b) 両社の仕入れネットワークを活用した共同仕入れ
- c) 神戸物産グループが注力する都市型小型店の出店を含めた、神戸物産グループのフランチャイズ加盟店としての当社における業務スーパーの出店検討

かかる神戸物産の意向や見解を踏まえ、当社において、2025年9月下旬から、神戸物産との資本業務提携の可能性につき初期的な検討を開始しました。具体的には、神戸物産における事業内容や、神戸物産と資本業務提携することで発生し得るシナジーの検討、神戸物産と資本業務提携することで得られる資金による当社の財務健全性への影響の検討などを行いました。

当社での検討の結果、上記 a) から c) のシナジーは、当社の中期経営取組施策の達成に資するものであり、かつ、神戸物産との資本業務提携による資金調達が、当社の財務健全性の維持に有効であるとの結論に至りました。また、神戸物産との資本業務提携においては、取得予定の自己株式を用いた第三者割当による自己株式の処分の方法とすること、当社の財務健全性の維持の観点から、当社の上場会社としての独立性の維持の観点から、本取引後に当社が神戸物産の持分法適用会社に該当しないよう、神戸物産に対して 1,400,000 株（本取引後所有割合（注4）：19.83%）の割り当てを行うことを前提に交渉を行う方針といたしました。

（注4）「本取引後所有割合」とは、本決算短信に記載の2026年3月31日現在の普通株式に係る発行済株式総数（10,540,200株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（535,193株）及び本公開買付けにより取得する自己株式数（4,343,800株）を控除し、本自己株式処分により神戸物産に割り当てられる株式数（1,400,000株）を加算した株式数（7,061,207株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。

上記検討の結果を踏まえ、2025年10月2日に、当社は、神戸物産に対し、上記内容を口頭で伝えたところ、神戸物産からは具体的な協議に入りたいとの前向きな意向が示されたことから、当社がマキリから売却意向株式を取得し、自己株式とする取引が成立することを前提条件として、神戸物産を割当先とする当社普通株式1,400,000株（本取引後所有割合：19.83%）の本自己株式処分及び当社と神戸物産との本資本業務提携の具体的な協議を開始いたしました。

かかる状況の下、2025年11月13日に、当社は、マキリに対して、当社と神戸物産が本自己株式処分について合意に至ることを前提として、売却意向株式を自己株式として取得する意向がある旨を口頭で伝えたところ、マキリからは具体的な協議に入りたいとの前向きな意向が示されたことから、会社法第459条第1項の規定による当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法としての本公開買付けの実施に向けた具体的な協議を開始いたしました。

また、東京証券取引所の有価証券上場規程に定められる支配株主との重要な取引等に該当する場合は、支配株主からの独立性を有する者から「少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見」を入手することが求められているところ、本日現在においてマキリは当社の支配株主には該当しないものの、マキリの所有割合が43.42%であることを踏まえ、本取引に係る当社の意思決定に対して影響力を有していると評価され得る外観が存在するため、より慎重を期するため、本取引に関する検討を行うに当たり手続きの公正性を確保する観点から、当社は、2026年3月10日付の当社取締役会決議により、本取引の実施の是非を検討する体制として、独立性を有する社外取締役1名（阪口裕司氏）及び社外取締役（監査等委員）2名（向眞生氏及び志方唱歌子氏）から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）の設置について決議し、同日、本特別委員会を設置いたしました。なお、当社の社外取締役である戸野谷宏氏については、当社一部店舗においてガスの供給契約を締結している静岡ガス株式会社の特別顧問を兼任しており、当社との間で利害関係を有する可能性があることから、本取引に係る手続きの公正性を担保する観点から、本特別委員会の委員として選任していません。また、当社の社外取締役（監査等委員）である竹川英辰氏については、多忙のため短期間に複数回かつ機動的に実施される本特別委員会への参加及び審議に専念することが困難となるおそれがあったことから、本特別委員会の委員として選任していません。本特別委員会の委員長には、委員間の互選により、阪口裕司氏を選定しており、本特別委員会の委員は、本特別委員会の設置当初から変更していません。

その上で、当社取締役会は、2026年3月10日、本特別委員会に対し、①本取引を実施することの是非を検討し、当社取締役会に勧告を行うこと、②当社取締役会における本取引の実施についての決定が、当社の一般株主にとって公正なものであるかについて検討し、当社取締役会に意見を述べること（以下「本委嘱事項」といいます。）を委嘱する旨の決議を行いました。

その後、当社は、本公開買付けにおける1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）についても検討し、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とした上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得することが望ましいと考えました。

かかる当社による意向を踏まえ、本特別委員会は、2026年4月1日、ディスカウントの基礎とすべき当社普通株式の価格及びディスカウント率について初期的な検討を行い、他社の自己株式の公開買付けの事例におけるディスカウント率も参考にしつつ、当社の資産の社外流出をできるだけ抑えることが望ましいことを考慮し、まずは本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間、又は過去3ヶ月間の当社普通株式の各終値の単純平均値のうち最も低い価格を基礎として15%～20%程度のディスカウントを行うことを前提としてマキリとの協議を行うことが適切であると判断しました。

かかる本特別委員会における判断を踏まえて、当社は、2026年4月8日に、マキリに対して、本公開買付価格については、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値又は過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち最も

低い価格に対して15%~20%のディスカウントを行った価格としたい旨を打診しました。

これに対し、当社は2026年4月11日に、マキリより、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格については、今後の株価推移によっては再協議の可能性もあるものの、当社が打診した内容にて応諾可能であること、ディスカウント率については、15%とすることに理解を示しつつ、本公開買付価格として1,050円を希望すること、少なくとも1,000円を下回らない価格としたい旨の提案を受けました。

これを踏まえ、本特別委員会は、2026年4月14日、2023年1月1日以降に決議され、2026年4月1日までに成立した自己株式の公開買付けのうち、市場株価を公開買付価格の算定の基礎とし、かつディスカウントを行った価格で実施された事例から、ファンด์による買収案件の一連の手續きとして自己株式を取得した事例及び小数点を排除したことにより僅かながらディスカウントとなった事例を除いた83件のうち、応募契約を締結している事例（以下「参考事例」といいます。）26件を参考として、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格及びディスカウント率の検討をしました。その上で、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格については、参考事例26件において、東京証券取引所における公開買付けの実施に係る決議日の前営業日の終値、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値又は過去3ヶ月間の終値の単純平均値のいずれか低い価格を基準として算出している事例は、10件ほどであるものの、当社の資産の社外流出をできる限り抑えることが望ましいことを考慮し、これらを候補とすることが適切であると判断し、本公開買付価格において、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値又は過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格を基準とすることが妥当と判断いたしました。また、ディスカウント率については、参考事例26件において、東京証券取引所における公開買付けの実施に係る決議日の前営業日の終値に対するディスカウント率9%以上15%未満とした事例が20件と最多であり、当社の資産の社外流出をできるだけ抑えることが望ましいことを考慮し、これらの事例を上回る15%を目指して交渉することが適切と判断しました。

かかる本特別委員会における判断を踏まえて、当社は、2026年4月21日に、本特別委員会の承認を得て、マキリに対して、本公開買付価格については、下限価格は設けず、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値又は過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち最も低い価格に対して15%のディスカウントを行った価格としたい旨を打診しました。

その後、当社は、2026年5月15日に、マキリより、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格に関する考え方及びディスカウント率については、下限価格を設けないことには応諾するものの、足元の株価動向を踏まえてディスカウント率は13.75%としたい旨の提案を受けました。

これを踏まえ、本特別委員会は、2026年5月19日、参考事例26件においてディスカウント率13.75%未満の事例が21件あり、13.75%は相対的に高い水準であることから依然として当社の資産の社外流出をできるだけ抑えるという方針の範囲内にあることや、これまでのマキリとの交渉経緯を考慮し、当該提案は合理的な水準であると判断しました。

かかる本特別委員会における判断を踏まえて、当社は、2026年5月20日に、マキリに対して、2026年5月15日の提案内容にて応諾する旨の回答をし、マキリとの間で、本公開買付価格は、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値又は過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち最も低い価格に対して13.75%のディスカウントを行った価格とすることで合意に至りました。

また、マキリとの交渉と並行して実施していた神戸物産との協議において、当社の上場会社としての独立性を維持・尊重しつつ、両社がこれまで築いてきたフランチャイズ契約に基づく協力関係を、資本及び業務の両面でさらに強固なものとするを目的とし、双方のノウハウ融合による即食・簡便ニーズに対応した惣菜ラインナップの拡充や、共同仕入れによるスケールメリットを生かした仕入れコストの削減など、両社の提携により、お客様のニーズに合った質の高いサービスを提供するとともに、両社の企業価値向上を目指すべく、本公開買付けの成立を条件として本自己株式処分及び本資本業務提携を行う旨、2026年5月22日に合意に至りました。なお、同日、本自己株式処分については、1株あたりの払込金額は本自己株式処分の実施に係る取締役会決議日の前営業日である5月25日の当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の

終値の単純平均値のうちいずれか高い額とし、割り当てる当社普通株式数は1,400,000株（本取引後所有割合：19.83%）とすることで合意しております。

また、本特別委員会は、2026年3月25日、同年4月1日、同月7日、同月14日、同月21日、同年5月12日、同月19日、及び同月26日に開催され、自ら本公開買付価格の決定方法その他の諸条件に関する検討を行うとともに、本委嘱事項についての審議を重ねました。その結果、当社は、2026年5月26日付で、本特別委員会より、①当社が本取引を実施することは妥当であり、②本取引の実施は当社の一般株主にとって公正なものであると判断する旨の答申書（以下「本答申書」といいます。）を取得しております。本答申書の概要については、下記「Ⅱ.本公開買付けについて 3.買付け等の概要（3）買付け等の価格の算定根拠等 ②算定の経緯」をご参照ください。

以上を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、その前営業日である2026年5月25日の当社普通株式の終値1,195円、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,198円（円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）及び過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,213円のうち最も低い価格は1,195円であることを確認した上で、出席取締役（川原崎康雄氏、早川紀行氏、竹島剛氏、篠原忠夫氏、佐藤学氏、鈴木慎司氏、阪口裕司氏、戸野谷宏氏、向眞生氏、竹川英辰氏及び志方歌子氏の11名）の全員一致により、（i）会社法第459条第1項の規定による当社定款の規定に基づく自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、（ii）本公開買付価格を、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日である2026年5月25日の当社普通株式の終値1,195円に対して13.75%のディスカウントを行った価格である1,031円（円未満を四捨五入。以下、本公開買付価格の計算において同じとします。）とすること、並びに（iii）本公開買付けにおける買付予定数については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、売却意向株式と同数である4,343,800株（所有割合：43.42%）とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元（100株）を加算した4,343,900株（所有割合：43.42%）を上限とすることを決議いたしました。

当社は、本公開買付けの実施の決定と併せて、マキリとの間で、本日付で、その所有する当社普通株式（4,343,800株（所有割合：43.42%））の全てである売却意向株式（4,343,800株（所有割合：43.42%））を本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約書（以下「本公開買付応募契約」といいます。）を締結しております。本公開買付応募契約において、マキリによる本公開買付けに対する応募の前提条件は存在しません。

本公開買付けにおいて、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の上限を上回った場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとして、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第21条に規定するあん分比例の方式による買付けとなることから、その場合には、当社は売却意向株式の一部を取得し、残りの売却意向株式は買い付けられないこととなります。当社は、マキリより、当該残存する当社普通株式については、現状における処分等の方針は未定である旨の回答を受けております。

なお、本公開買付けにおいて買付予定数（4,343,800株）の全部がマキリより買い付けられた場合、マキリの所有する当社普通株式は0株となり、当社の筆頭株主である主要株主の異動が生じる見込みです。また、本公開買付けがあん分比例の方式による買付けとなる場合であっても、本自己株式処分により、神戸物産の所有する当社普通株式は1,400,000株（本取引後所有割合：19.83%）となり、当社の筆頭株主である主要株主の異動が生じる見込みです。

また、当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付けの実施の決定と併せて神戸物産を割当先とする当社普通株式1,400,000株（本取引後所有割合：19.83%）の第三者割当による自己株式の処分（本自己株式処

分)を決議し、神戸物産との間で資本業務提携契約を締結しております。

本公開買付けに要する資金については、株式会社三菱UFJ銀行(以下「三菱UFJ銀行」といいます。)からの借入れ(上限50億円)により調達した資金及び自己資金を充当する予定です。また、本自己株式処分により調達する1,677,200,000円のうち、1,676,700,000円を借入金の返済に充当予定です。この点、本決算短信に記載の2026年3月31日現在の当社の手元流動性(現金及び預金)は3,401百万円、手元流動性比率は0.4月であり、さらに今後も事業から生み出されるキャッシュ・フロー(2026年3月期における当社連結ベースの営業活動による連結キャッシュ・フローは3,031百万円)が一定程度蓄積されると見込まれることから、自己資金を充当した後も今後の事業運営並びに財務の健全性及び安定性を維持でき、また、当社の財務健全性に影響を与えることなく借入金の返済を行っていくことが可能と考えております。

なお、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、神戸物産を割当先とする当社普通株式1,400,000株(本取引後所有割合:19.83%)の第三者割当による自己株式の処分を除き、本日現在未定です。

II. 本公開買付けについて

1. 買付け等の目的

上記「I. 本取引の目的」をご参照ください。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	4,343,900株(上限)	4,478,560,900円(上限)

(注1) 発行済株式総数 10,540,200株(2026年5月26日現在)

(注2) 発行済株式総数に対する割合 41.21%(小数点以下第三位を四捨五入)

(注3) 取得する期間 2026年5月27日(水曜日)から2026年7月31日(金曜日)まで

(注4) 買付予定数を越えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があるため、取締役会決議における総数は買付予定数に1単元(100株)を加算しております。

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議日	2026年5月26日(火曜日)
② 公開買付開始公告日	2026年5月27日(水曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	2026年5月27日(水曜日)
④ 買付け等の期間	2026年5月27日(水曜日)から 2026年6月23日(火曜日)まで(20営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,031円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格については、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とした上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得することが望ましいと考えました。

かかる当社による意向を踏まえ、本特別委員会は、2026年4月1日、ディスカウントの基礎とすべき当社普通株式の価格及びディスカウント率について初期的な検討を行い、他社の自己株式の公開買付けの事例におけるディスカウント率も参考にしつつ、当社の資産の社外流出をできるだけ抑えることが望ましいことを考慮し、まずは本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間、又は過去3ヶ月間の当社普通株式の各終値の単純平均値のうち最も低い価格を基礎として15%~20%程度のディスカウントを行うことを前提としてマキリとの協議を行うことが適切であると判断しました。

かかる本特別委員会における判断を踏まえて、当社は、2026年4月8日に、マキリに対して、本公開買付価格については、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値又は過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち最も低い価格に対して15%~20%のディスカウントを行った価格としたい旨を打診しました。

これに対し、当社は2026年4月11日に、マキリより、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格については、今後の株価推移によっては再協議の可能性もあるものの、当社が打診した内容にて応諾可能であること、ディスカウント率については、15%とすることに理解を示しつつ、本公開買付価格として1,050円を希望すること、少なくとも1,000円を下回らない価格としたい旨の提案を受けました。

これを踏まえ、本特別委員会は、2026年4月14日、参考事例26件を参考として、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格及びディスカウント率の検討をしました。その上で、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格については、参考事例26件において、東京証券取引所における公開買付けの実施に係る決議日の前営業日の終値、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値又は過去3ヶ月間の終値の単純平均値のいずれか低い価格を基準として算出している事例は、10件ほどであるものの、当社の資産の社外流出をできるだけ抑えることが望ましいことを考慮し、これらを候補とすることが適切であると判断し、本公開買付価格において、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値又は過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格を基準とすることが妥当と判断いたしました。また、ディスカウント率については、参考事例26件において、東京証券取引所における公開買付けの実施に係る決議日の前営業日の終値に対するディスカウント率9%以上15%未満とした事例が20件と最多であり、当社の資産の社外流出をできるだけ抑えることが望ましいことを考慮し、これらの事例を上回る15%を目指して交渉することが適切と判断しました。

かかる本特別委員会における判断を踏まえて、当社は、2026年4月21日に、本特別委員会の承認を得て、マキリに対して、本公開買付価格については、下限価格は設けず、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値又は過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち最も低い価格に対して15%のディスカウントを行った価格としたい旨を打診しました。

その後、当社は、2026年5月15日に、マキリより、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格に関する考え方及びディスカウント率については、下限価格を設けないことには応諾するものの、足元の株価動向を踏まえてディスカウント率は13.75%としたい旨の提案を受けました。

これを踏まえ、本特別委員会は、2026年5月19日、参考事例26件においてディスカウント率13.75%未満の事例が21件あり、13.75%は相対的に高い水準であることから依然として当社の資産の社外流出をできるだけ抑えるという方針の範囲内にあることや、これまでのマキリとの交渉経緯を考慮し、当該提案は合理的な水準であると判断しました。

かかる本特別委員会における判断を踏まえて、当社は、2026年5月20日に、マキリに対して、2026年

5月15日の提案内容にて応諾する旨の回答をし、マキリとの間で、本公開買付価格は、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値又は過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち最も低い価格に対して13.75%のディスカウントを行った価格とすることで合意に至りました。

以上を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、その前営業日である2026年5月25日の当社普通株式の終値1,195円、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,198円及び過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,213円のうち最も低い価格は1,195円であることを確認した上で、出席取締役（川原崎康雄氏、早川紀行氏、竹島剛氏、篠原忠夫氏、佐藤学氏、鈴木慎司氏、阪口裕司氏、戸野谷宏氏、向眞生氏、竹川英辰氏及び志方和歌子氏の11名）の全員一致により、(i) 会社法第459条第1項の規定による当社定款の規定に基づく自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、(ii) 本公開買付価格を、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日である2026年5月25日の当社普通株式の終値1,195円に対して13.75%のディスカウントを行った価格である1,031円とすること、並びに(iii) 本公開買付けにおける買付予定数については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、売却意向株式と同数である4,343,800株（所有割合：43.42%）とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元（100株）を加算した4,343,900株（所有割合：43.42%）を上限とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付価格である1,031円は、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日である2026年5月25日の当社普通株式の終値1,195円から13.72%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値1,198円から13.94%、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値1,213円から15.00%、同日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値1,219円から15.42%をそれぞれディスカウントした価格となります。

② 算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

当社は、上記「① 算定の基礎」記載の検討を経て、2026年4月8日に、マキリに対して、本公開買付価格については、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値又は過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち最も低い価格に対して15%～20%のディスカウントを行った価格としたい旨を打診しました。

これに対し、当社は2026年4月11日に、マキリより、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格については、今後の株価推移によっては再協議の可能性もあるものの、当社が打診した内容にて応諾可能であること、ディスカウント率については、15%とすることに理解を示しつつ、本公開買付価格として1,050円を希望すること、少なくとも1,000円を下回らない価格としたい旨の提案を受けました。

これを踏まえ、本特別委員会は、2026年4月14日、参考事例26件を参考として、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格及びディスカウント率の検討をしました。その上で、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格については、参考事例26件において、東京証券取引所における公開買付けの実施に係る決議日の前営業日の終値、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値又は過去3ヶ月間の終値の単純平均値のいずれか低い価格を基準として算出している事例は、10件ほどであるものの、当社の資産の社外流出をできる限り抑えることが望ましいことを考慮し、これらを候補とすることが適切であると判断し、本公開買付価格において、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値又は過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格を基準とすることが妥当と判断いたしました。また、ディスカウント率については、参考事例26件において、東京証券取引所における公開買付けの実施に係る決議日の前営業日の終値に対するディスカウント率9%以上15%未満とした事例が20件と最多であり、当社の資産の社外流出をできるだけ抑えることが望ましいことを考慮し、これらの事例を上回る15%を目指して交

渉することが適切と判断しました。

かかる本特別委員会における判断を踏まえて、当社は、2026年4月21日に、本特別委員会の承認を得て、マキリに対して、本公開買付価格については、下限価格は設けず、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値又は過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち最も低い価格に対して15%のディスカウントを行った価格としたい旨を打診しました。

その後、当社は、2026年5月15日に、マキリより、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格に関する考え方及びディスカウント率については、下限価格を設けないことには応諾するものの、足元の株価動向を踏まえてディスカウント率は13.75%としたい旨の提案を受けました。

これを踏まえ、本特別委員会は、2026年5月19日、参考事例26件においてディスカウント率13.75%未満の事例が21件あり、13.75%は相対的に高い水準であることから依然として当社の資産の社外流出をできるだけ抑えるという方針の範囲内にあることや、これまでのマキリとの交渉経緯を考慮し、当該提案は合理的な水準であると判断しました。

かかる本特別委員会における判断を踏まえて、当社は、2026年5月20日に、マキリに対して、2026年5月15日の提案内容にて応諾する旨の回答をし、マキリとの間で、本公開買付価格は、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値又は過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち最も低い価格に対して13.75%のディスカウントを行った価格とすることで合意に至りました。

以上を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、その前営業日である2026年5月25日の当社普通株式の終値1,195円、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,198円及び過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,213円のうち最も低い価格は1,195円であることを確認した上で、出席取締役（川原崎康雄氏、早川紀行氏、竹島剛氏、篠原忠夫氏、佐藤学氏、鈴木慎司氏、阪口裕司氏、戸野谷宏氏、向眞生氏、竹川英辰氏及び志方和歌子氏の11名）の全員一致により、(i) 会社法第459条第1項の規定による当社定款の規定に基づく自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、(ii) 本公開買付価格を、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日である2026年5月25日の当社普通株式の終値1,195円に対して13.75%のディスカウントを行った価格である1,031円とすること、並びに(iii) 本公開買付けにおける買付予定数については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、売却意向株式と同数である4,343,800株（所有割合：43.42%）とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元（100株）を加算した4,343,900株（所有割合：43.42%）を上限とすることを決議いたしました。

（公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項並びに当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有する者から入手した意見の概要）

(ア) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、自己株式の具体的な取得方法に関しては、相当数の自己株式を取得することを前提に、株主間の平等性、取引の透明性、当社にとっての経済合理性及び本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益保護も踏まえ、当社の資本政策面の観点から検討を重ねました。その結果、公開買付けであれば、マキリ以外の株主の皆様にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を踏まえて自己株式取得に応じるか否かを判断する機会を付与することなど、株主間の平等性の観点から問題がない点、法令等に従った公開買付けの手続きに従って買い付けることで、取引の透明性も担保できる点、市場買付けや立会外取引を利用した自己株式の取得では、制度上、買付価格は市場株価とする必要があり、任意の公開買付価格を設定することができる公開買付けとは異なって市場価格から一定のディスカウントを行った価格での買付けを実現することができないため、経済合理性の観点から当社にとって公開買付けより優位な選択肢とはならない点、また、資産の社外流出を可能な限り

抑えるべく、市場価格から一定のディスカウントを行った価格による当社普通株式の買付けが可能である公開買付けを選択することが本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様様の利益に資することから、公開買付けの方法によって実施することとしております。

また、東京証券取引所の有価証券上場規程に定められる支配株主との重要な取引等に該当する場合は、支配株主からの独立性を有する者から「少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見」を入手することが求められているところ、本日現在においてマキリは当社の支配株主には該当しないものの、マキリの所有割合が43.42%であることを踏まえ、本取引に係る当社の意思決定に対して影響力を有していると評価され得る外観が存在するため、より慎重を期するため、本取引に関する検討を行うに当たり手続きの公正性を確保する観点から、当社は、2026年3月10日付の当社取締役会決議により、本取引の実施の是非を検討する体制として、独立性を有する社外取締役1名（阪口裕司氏）及び社外取締役（監査等委員）2名（向眞生氏及び志方和歌子氏）から構成される本特別委員会の設置について決議し、同日、本特別委員会を設置いたしました。なお、当社の社外取締役である戸野谷宏氏については、当社一部店舗においてガスの供給契約を締結している静岡ガス株式会社の特別顧問を兼任しており、当社との間で利害関係を有する可能性があることから、本取引に係る手続きの公正性を担保する観点から、本特別委員会の委員として選任しておりません。また、当社の社外取締役（監査等委員）である竹川英辰氏については、多忙のため短期間に複数回かつ機動的に実施される本特別委員会への参加及び審議に専念することが困難となるおそれがあったことから、本特別委員会の委員として選任しておりません。本特別委員会の委員長には、委員間の互選により、阪口裕司氏を選定しており、本特別委員会の委員は、本特別委員会の設置当初から変更しておりません。

その上で、当社取締役会は、2026年3月10日、本特別委員会に対し、本委嘱事項を委嘱する旨の決議を行いました。

また、本特別委員会は、2026年3月25日、同年4月1日、同月7日、同月14日、同月21日、同年5月12日、同月19日、及び同月26日に開催され、自ら本公開買付価格の決定方法その他の諸条件に関する検討を行うとともに、本委嘱事項についての審議を重ねました。その結果、当社は、2026年5月26日付で、本特別委員会より、本答申書を取得しております。本答申書の概要については、下記「(イ) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有する者から入手した意見の概要」をご参照ください。

(イ) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有する者から入手した意見の概要

当社は、2026年5月26日付で、本特別委員会より、下記(i)から(iii)に記載の事項を踏まえた結果、①当社が本取引を実施することは妥当であり、②当社取締役会が本取引を実施することについての決定をすることは当社の一般株主にとって公正なものであると判断する旨の本答申書を取得しました。

(i) 本取引の当社の企業価値への影響

当社は、当社の経営課題について、上記「I. 本取引の目的」に記載のとおり、2025年3月期～2027年3月期中期経営取組施策である「収益性の拡大（売上高の拡大、経常利益率の改善）」、「資本効率の向上（ROE（自己資本利益率）の改善）」、「株主還元の実現（配当性向・DOE（自己資本配当率）の改善）」と認識し、これを達成するための取組を実施している。2024年5月下旬、マキリより売却意向株式を売却する意向がある旨の打診を受け、当社は、2024年6月上旬より、売却意向株式を自己株式として取得すること、売却意向株式の引き受け先の探索などの検討を開始したところ、本公開買付けによる売却意向株式の自己株式取得は、当社の1株当たり当期純利益（EPS）や自己資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、これは当社の株主に対する利益還元につながる結論に至った。一方で、売却意向株式を自己株式として取得する場合に要する資金の全額を銀行借入で調達する場合の財務健全性への影響を勘案し、当該取得予定の自己株式の一部を用いた資金調達として本自己株式処分を検討するに至った。本公開買付けの実施及び本自己株式処分により資金調達を行うことは、資本効率の向上及び財務健全性という、新中期経営施策の下での当社の経営課題に合致するも

のといえる。

本取引のシナジーその他メリットについて、当社は、神戸物産グループとの資本業務提携により、上記「I. 本取引の目的」に記載のとおり、①神戸物産グループの総菜事業「馳走菜」への当社の強みであるアウトパック商品の導入、及び当該店舗の出店拡大の検討、②両社の仕入れネットワークを活用した共同仕入れ、③神戸物産グループが注力する都市型小型店の出店を含めた、神戸物産グループのフランチャイズ加盟店としての当社における業務スーパーの出店検討というシナジーが生じることが見込まれ、また、業務スーパーの営業に関してエリアライセンス契約を締結している神戸物産との取引関係の維持・強化に寄与すると同時に、今後の業務スーパー事業や総菜事業における協業といった新たな取り組みにも繋がり、結果として、当該取組が顧客に対して当社の各店舗の利便性向上に繋がると認識している。また、当社は、本取引は、当社の1株当たり当期純利益（EPS）や自己資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、ひいては株主に対する利益還元につながることを認識している。本特別委員会としても、上記のような本取引のシナジーその他メリットについて特に異論はない。

本取引のデメリットとして、①マキリが大株主ではなくなり、取引関係等が終了することにより悪影響が生じる可能性、②当社の財務健全性に悪影響が生じる可能性、③神戸物産が新たに大株主となることにより、当社の上場会社としての独立性やステークホルダーとの関係性に悪影響が生じる可能性が考えられる。①について、本書提出日現在、当社とマキリとの人的・事業的な交流及び取引関係はなく、事業上の悪影響は想定されない。②について、本取引後の自己資本比率は同業上場企業を上回る水準となり、本取引後の債務償還年数も同業上場企業より短期の水準となることを見込まれているため、本取引後においても財務健全性は維持されるものと認められる。③についても、本取引後の神戸物産の議決権保有比率（本取引後所有割合）は19.83%にとどまるうえ本資本業務提携契約も当社の上場会社としての独立した経営に配慮した内容となっていることから経営の独立性やステークホルダーとの関係性に悪影響が生じることも想定されない。以上から、本取引のデメリットは限定的であると認められる。

本取引の代替手段の可能性について、上記「I. 本取引の目的」に記載のとおり、当社普通株式を取得する方法は、公開買付けの方法によることが適切であると考えられる。また、自己株式取得に係る資金の確保について、金融機関等からの借入れといった負債性の資金調達方法のみによる場合、自己資本比率が低下し、財務健全性に懸念が生じ得ることになるため、自己株式処分により資金調達を行うことが合理的であると判断した。加えて、マキリによる売却意向株式の売却手法として、マキリから第三者へ売却意向株式を譲渡する方法等も検討されたが、当社の取引先との関係等の理由から、本取引よりも望ましい方法は見当たらなかった。

以上より、本取引は、当社の企業価値の向上に資するものであると判断するに至った。

(ii) 本取引の取引条件の妥当性

本取引全体のスキームについて、①本公開買付けを市場株価から相当割合をディスカウントした価格で実施するとともに、市場株価を基礎とした価額で自己株式処分を行うことにより、ネットでの資金流出を合理的に可能な範囲で抑えられること、②当社の財務健全性は上記(i)のとおり、本取引後においても維持されること、③本自己株式処分の実施により、神戸物産に対し1,400,000株が割当てられるものの、本公開買付けの実施により、4,343,800株の自己株式を取得することから、当社の自己株式を除く発行済株式総数は最大で2,943,800株減少し、かつ、本公開買付け価格は本自己株式処分の処分価額（以下「本処分価額」といいます。）を下回るため、一般株主の議決権比率及び株主価値の希薄化は生じないこと、④上記(i)のとおり、本取引より適切な代替手段は想定されないことから、合理性が認められる。

本公開買付けの取引条件の妥当性について、上記「I. 本取引の目的」に記載のとおり、当社及び本特別委員会は、本公開買付け価格の検討・交渉を行い、2026年5月20日、マキリとの間で、本公開買付け価格は、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値又は過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均

値のうち最も低い価格に対して13.75%のディスカウントを行った価格とすることで合意に至った。かかるディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格及びディスカウント率は、参考事例と比べても当社にとって十分有利な水準であり、合理性が認められる。したがって、本公開買付けの取引条件の妥当性は認められる。

本自己株式処分の取引条件の妥当性について、本処分価額は、割当予定先である神戸物産との協議を経て、本自己株式処分の実施に係る取締役会決議日（以下「本取締役会決議日」という。）の前営業日（2026年5月25日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値1,198円としている。当社が過去1ヶ月間の終値の単純平均値を基準としたのは、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にて、第三者割当により株式の発行を行う場合の払込金額は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額を基準として決することとされているものの、当社にとって本処分価額を有利な価額とすべく、神戸物産との交渉・協議において、本取締役会決議日の前営業日終値、同日までの過去1ヶ月間、又は過去3ヶ月間の各終値の単純平均値のうち最も高い価額を本処分価額とすべく交渉を行った結果、本取締役会決議日の前営業日終値、又は同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値のいずれか高い方を本処分価額とすることで合意したためである。そのため、本処分価額は合理的であると考えられる。したがって、本自己株式処分の取引条件の妥当性は認められる。

以上より、本取引の取引条件の妥当性は認められる。

(iii) 本取引に係る手続の公正性

以下の(a)乃至(f)に記載の事情を踏まえれば、本取引に係る手続の公正性は認められる。

(a) 独立した特別委員会の設置

上記「I. 本取引の目的」に記載のとおり、当社は、東京証券取引所の有価証券上場規程上、本特別委員会の設置が求められるものではないものの、より慎重を期するため、本取引に関する検討を行うに当たり手続の公正性を確保する観点から、本取引の実施の是非を検討する体制として、独立性を有する社外取締役1名及び社外取締役（監査等委員）2名から構成される特別委員会を設置した。また、当社取締役会は、本特別委員会に対して本委嘱事項を委嘱するにあたり、①当社取締役会は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うこと、及び、②本特別委員会が本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は当該取引条件による本取引の承認をしないことを決議し、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して意思決定を行う仕組みが担保されていると認められる。さらに、当社取締役会は、本取引の相手方との間で取引条件等についての交渉（当社の役職員やアドバイザー等を通じた間接的な交渉を含む。）を行うこと等、本特別委員会が有効に機能するために必要な権限の付与を決議していた。

(b) 本特別委員会による交渉への実質的な関与

マキリ及び神戸物産との間の本取引に係る取引条件の協議・交渉状況は、本特別委員会の度に当社から本特別委員会に対して報告され、その都度本特別委員会から意見、指示、要請等を行い、当社はこれに従って対応を行った。そのため、本取引においては、本特別委員会が当社と本取引の相手方との間の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与していたと評価できる。

(c) 当社における独立したファイナンシャル・アドバイザーからの助言の取得

当社は、本取引の検討を進めるにあたり、当社からの独立性及び実績・専門性等を確認の上、三菱UFJ銀行を当社のファイナンシャル・アドバイザーとして選任し、本取引において本公開買付け価格及び本処分価額の算定に関する助言を含めて、本取引の検討過程全般にわたって助言を受けている。

(d) 当社における独立したリーガル・アドバイザーからの助言の取得

当社は、本取引の検討を進めるにあたり、当社からの独立性及び実績・専門性等を確認の上、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業を当社のリーガル・アドバイザーとして選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置に関する助言を含めて、本取引の検討過程全般にわたって法的助言を受けている。

(e) 十分な情報開示

本取引の目的・背景、本特別委員会における検討経緯やマキリ及び神戸物産との取引条件の交渉過程への関与状況、本答申書の内容等について充実した情報開示がなされる予定であり、当社株主の検討・判断のために適切な情報が開示されることになると認められる。

(f) 公正性を疑わせるその他の事情の不存在

以上の点に加え、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程において、当社がマキリ及び神戸物産より不当な影響を受けたことを推認させる事実は認められない。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	4,343,800株	一株	4,343,800株

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数(4,343,800株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数(4,343,800株)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続きに従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

金4,504,657,800円

(注) 買付予定数(4,343,800株)を全て買い付けた場合の買付代金(4,478,457,800円)に、買付手数料及びその他費用(本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費用等の諸費用)の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

(公開買付代理人)

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日

2026年7月15日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

(i) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。）15.315%、住民税5%）に相当する金額が源泉徴収されま（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。）。ただし、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。）第4条の6の2第38項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が大和証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が大和証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ii) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当課税として、本公開買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の3分の1超を直接に保有する応募株主等（国内に本店又は主たる事務所を有する法人（内国法人）に限ります。）が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われな（こととなります。

また、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して2026年6月23日までに租税条約に関する届出書等をご提出ください。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社は、マキリとの間で、本日付で、売却意向株式（4,343,800株（所有割合：43.42%））の全部を本公開買付けに応募する旨の本公開買付応募契約を締結しております。本公開買付応募契約において、マキリによる本公開買付けに対する応募の前提条件は存在しません。
- ③ 当社は、2026年5月12日付で本決算短信を公表しております。当該公表に基づく、本決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該公表の内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。詳細につきましては、当該発表の内容をご参照ください。

(イ) 損益の状況（連結）

会計期間	2026年3月期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益	93,673百万円
営業利益	2,133百万円
経常利益	2,374百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,470百万円

(ロ) 1株当たりの状況（連結）

会計期間	2026年3月期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益	147.05円

(ご参考) 2026年3月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く） 10,005,007株
自己株式数 535,193株

III. 本自己株式処分について

1. 処分要領

(1) 処分期日	2026年7月15日～2026年7月31日
(2) 処分株式数	普通株式1,400,000株
(3) 処分価額	1株につき1,198円
(4) 調達資金の額	1,677,200,000円
(5) 募集又は処分方法	第三者割当の方法により、株式会社神戸物産に全ての自己株式を割り当

(処分予定先)	てます。
(6) その他	上記各項については、本公開買付けの成立を条件として行われます。また、拠出する株式については、本日開催の取締役会で決議されました自己株式の取得に係る事項において取得予定の自己株式を充当する予定でございます。

2. 処分の目的及び理由

上記「I. 本取引の目的」に記載のとおり、本自己株式処分は、本取引の一環として実施されるものであり、当社と神戸物産との協力関係をさらに強固なものとし、両社の協業によるシナジーを最大化することを目的としております。

本自己株式処分は本公開買付けと同時に実施されることから、実質的には、当社普通株式の希薄化を伴うものではなく、神戸物産との協働の推進は、当社の中長期的な企業価値向上に資するものであり、最終的には既存株主の利益向上に繋がるものと考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	1,677,200,000 円
② 発行諸費用の概算額	500,000 円
③ 差引手取概算額	1,676,700,000 円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用等です。
3. 発行諸費用には弁護士費用及びアドバイザー費用を含めておりません。弁護士費用及びアドバイザー費用は、本自己株式処分が本公開買付けと相互に関連付けられているため、全て本公開買付けに要する資金として計上しています。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
本公開買付けの決済資金のための借入れの返済資金	1,676,700,000 円	2026年7月

(注) 上記「I. 本取引の目的」に記載のとおり、当社は、本自己株式処分により調達した資金の全てを、本公開買付けの決済資金のための借入れの返済に充当することを予定しております。なお、当該調達資金を実際に支出するまでは、当社銀行口座にて管理いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「I. 本取引の目的」に記載のとおり、本取引は、当社と神戸物産との協力関係をさらに強固なものとし、当社グループと神戸物産グループとの強固な資本関係を構築し、両社グループの協業によるシナジーを最大化するために実施するものです。神戸物産グループとの協働の推進は、当社の中長期的な企業価値向上に資するものであり、最終的には既存株主の利益向上に繋がるものと考えております。また、当社は、本自己株式処分により調達した資金の全てを、本公開買付けの決済資金のための借入れの返済に充当することを予定しております。したがって、本自己株式処分により調達する資金の使途は合理性を有するものと考えております。

5. 処分条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本処分価額は、割当予定先である神戸物産との協議を経て本自己株式処分の実施に係る取締役会決議日の前営業日（2026年5月25日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値1,198円といたしました。

当社が過去1ヶ月間の終値の単純平均値を基準といたしましたのは、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にて、第三者割当により株式の発行を行う場合の払込金額は、原則として、株式の発行

に係る取締役会決議の直前日の価額を基準として決することとされておりますが、当社にとって本処分価額を有利な価額とすべく、神戸物産との交渉・協議において、本取締役会決議日の前営業日終値、同日までの過去1ヶ月間、又は過去3ヶ月間の各終値の単純平均値のうち最も高い価額を本処分価額とすべく交渉を行った結果、本取締役会決議日の前営業日終値、又は同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値のいずれか高い方を本処分価額とすることで合意したため、前営業日の終値が1,195円、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値が1,198円であることを確認した上で、本処分価額を過去1ヶ月間の終値の単純平均値と決定したものです。

なお、本処分価額(1,198円)は、本取締役会決議日の前営業日(2026年5月25日)終値である1,195円に対して0.25%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアム、本取締役会決議日の直前3ヶ月間(2026年2月26日から2026年5月25日まで)の終値単純平均である1,213円に対して1.24%のディスカウント、本取締役会決議日の直前6ヶ月間(2025年11月26日から2026年5月25日まで)の終値単純平均である1,219円に対して1.72%のディスカウントとなります。

当社は、本処分価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らし、特に有利な払込金額には該当しないと判断しております。

また、本処分価額の決定にあたっては、当社監査等委員会より、上記記載と同様の理由により当該払込金額の算定根拠には合理性があり、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、割当予定先に特に有利な払込金額には該当せず、本処分価額は適法である旨の意見を得ております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分を行う場合には、株式の希薄化が生じることとなりますが、本自己株式処分における処分株式数1,400,000株(議決権数14,000個)は、2026年3月31日現在の当社発行済株式総数10,540,200株の13.28%(小数点第三位を四捨五入)、2026年3月31日現在の当社議決権総数100,024個の14.00%(小数点第三位を四捨五入)に相当し、これにより一定の希薄化が生じることとなります。しかしながら、当社としては、本自己株式処分により調達した資金を上記の資金用途に充当することは、自己資本拡充と有利子負債水準の低減を通じた財務戦略の柔軟性の確保を図り、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資するものであり、本自己株式処分はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主にも十分な利益をもたらすことができると判断しております。また、当社は、本公開買付けにより、本自己株式処分で処分予定の当社普通株式を上回る数の自己株式の取得を行うことにより、少数株主の株主価値の希薄化を生じさせないこととしております。

以上より、今回の処分数量及び株式の希薄化の規模は、かかる目的達成のうえで合理的であると判断いたしました。

6. 処分予定先の選定理由等

(1) 処分予定先の概要

(2025年10月31日現在。特記しているものを除く。)

(1) 名 称	株式会社神戸物産
(2) 所 在 地	兵庫県加古川市加古川町平野 125 番 1
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 沼田 博和
(4) 事 業 内 容	1. 業務スーパーや、ビュッフェレストラン、焼肉店、惣菜店などを直営及びフランチャイズ本部、エリアフランチャイズ本部として運営。また、その加盟店への経営ノウハウの指導や援助。 2. 海外での商品開発やその自社輸入、及び国内自社グループ工場での商品開発。また、それら商品の加盟店への供給。 3. 再生可能エネルギーを活用した発電所の運営。
(5) 資 本 金	500 百万円
(6) 設 立 年 月 日	1985 年 11 月 6 日

(7) 発行済株式数	273,600,000株		
(8) 決算期	10月		
(9) 従業員数	1,674名(連結)		
(10) 主要取引先	株式会社G-7スーパーマーケット		
(11) 主要取引銀行	株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行		
(12) 大株主及び持株比率	公益財団法人業務スーパージャパンドリーム財団	31.71%	
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8.49%	
	特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	2.63%	
	株式会社コックローレ	2.57%	
	株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1.89%	
	沼田 博和	1.71%	
	合同会社M&Uアセットマネジメント	1.64%	
	STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.64%	
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.53%		
CACEIS IRLAND BRANCH / UCITS - TREATY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1.48%		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	当社は、本日現在、神戸物産の普通株式128,000株(所有割合:0.06%)を所有しております。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	一部のエリア内において業務スーパーのチェーン化を許諾する業務スーパーエリアライセンス契約に基づくライセンス取引があります。 また、当社は神戸物産からプライベートブランド商品の仕入をしております。なお、2026年3月期において、当社から神戸物産に対してフランチャイズ加盟保証金159,300千円を差し入れております。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態	(単位:百万円。ただし、特記した場合を除く。)		
決算期	2023年10月期	2024年10月期	2025年10月期
連結純資産	114,451	132,773	161,400
連結総資産	211,891	233,392	260,193
1株当たり連結純資産(円)	506.23	584.81	709.80
連結売上高	461,546	507,883	551,701
連結営業利益	30,717	34,350	39,878
連結経常利益	29,970	31,576	48,081
親会社株主に帰属する当期純利益	20,560	21,443	31,878
1株当たり連結当期純利益(円)	93.59	97.09	143.98
1株当たり配当金(円)	22.00	23.00	30.00

(注) 1. 「所有割合」とは、神戸物産が2026年1月28日に公表した「第40期有価証券報告書」に記載の2025年10月31日現在の普通株式に係る発行済株式総数(273,600,000株)から同日現在の同社が

所有する自己株式数（51,607,800株）を控除した株式数（221,992,200株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。

（2）処分予定先を選定した理由

当社が神戸物産を処分予定先として選定した理由は、上記「I.本取引の目的」に記載のとおりです。

（3）処分予定先の保有方針

当社は、処分予定先である神戸物産から、本自己株式処分により取得する当社普通株式を中長期的に継続して保有する方針であることを確認しており、当社は、神戸物産との間で締結する本資本業務提携契約において、神戸物産は、その保有する当社の株式の全部又は一部について、本資本業務提携契約の締結日から5年間（以下「譲渡等禁止期間」といいます。）、第三者に対する譲渡、移転、承継、担保権の設定その他の方法により処分してはならないことを合意しております。

神戸物産は、譲渡等禁止期間が経過した以降、本資本業務提携契約の規定に従うことを条件として、自らの保有する当社の株式の全部又は一部を譲渡等することができるとされていますが、譲渡等禁止期間経過後、神戸物産が自らの保有する当社の株式の全部又は一部の譲渡等を希望する場合、当社及び神戸物産は、事前の両当事者間の合意によりその条件・方法・時期・相手方等を定めるものとするものとされており。また、神戸物産が、譲渡等禁止期間経過後に、その保有する当社の株式の全部又は一部を第三者に売却することを希望する場合、当社は、一定の手續・条件で、当社又は当社の指定する第三者において買い取ることを請求することができる旨の先買権を有します。

（4）処分予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、神戸物産から、本自己株式処分に係る払込金額の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、神戸物産が2026年1月28日に近畿財務局長宛に提出している第40期有価証券報告書（自2024年11月1日至2025年10月31日）に記載の連結貸借対照表により、同社が本自己株式処分の払込みに要する十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

7. 処分後の大株主及び持株比率

処分前（2026年3月31日現在）		処分後	
(株) マキリ	43.42%	(株) 神戸物産	19.83%
マキヤ取引先持株会	7.41%	マキヤ取引先持株会	10.49%
公益財団法人マキヤ奨学会	7.00%	公益財団法人マキヤ奨学会	9.91%
(株) 静岡銀行	4.95%	(株) 静岡銀行	7.02%
スルガ銀行 (株)	4.90%	スルガ銀行 (株)	6.94%
(株) SBI証券	1.42%	(株) SBI証券	2.01%
矢部 伸泰	1.29%	矢部 伸泰	1.82%
明治安田生命保険相互会社	1.14%	明治安田生命保険相互会社	1.61%
今年明	1.10%	今年明	1.56%
万葉倶楽部 (株)	1.03%	万葉倶楽部 (株)	1.46%

(注) 1. 処分前の大株主及び持株比率は、2026年3月31日現在の株主名簿を基準とし、2026年3月31日現在の発行済株式総数（10,540,200株）から同日現在の当社が保有する自己株式（535,193株）を控除した株式数（10,005,007株）に対する比率を、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。

2. 当社所有の自己株式は、上記表には含まれておりません。

3. 処分後の大株主及び持株比率は、2026年3月31日現在の株主名簿を基準とし、2026年3月31日現在の普通株式に係る発行済株式総数（10,540,200株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（535,193株）及び本公開買付けにより取得する自己株式数（4,343,800株）を控除し、本自己株式処分により神戸物産に割り当てられる株式数（1,400,000株）を加算した株式数（7,061,207株）を

分母として算出しております。

8. 今後の見通し

本取引が当社の2027年3月期、2028年3月期及び2029年3月期の連結業績に与える影響等につきましては軽微である見通しですが、両社グループ間のシナジーの最大化及び長期的な関係の発展・強化により、中長期的には企業価値の向上に資するものと考えております。今後、業績予想修正の必要性その他公表すべき事項が生じた場合には速やかに公表いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
連結売上高	76,711百万円	88,820百万円	93,044百万円
連結営業利益	2,227百万円	2,266百万円	2,133百万円
連結経常利益	2,396百万円	2,366百万円	2,374百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,454百万円	1,497百万円	1,470百万円
1株当たり連結当期純利益	145.66円	149.86円	147.05円
1株当たり配当金	20.00円	25.00円	30.00円
1株当たり連結純資産	1,940.23円	2,080.90円	2,239.04円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2026年3月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	10,540,200株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	-株	-%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	-株	-%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	-株	-%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
始値	705円	1,109円	1,052円
高値	1,200円	1,127円	1,315円
安値	700円	814円	940円
終値	1,106円	1,051円	1,202円

② 最近6か月間の状況

	2025年 12月	2026年 1月	2026年 2月	2026年 3月	2026年 4月	2026年 5月
始 値	1,205 円	1,209 円	1,252 円	1,240 円	1,213 円	1,193 円
高 値	1,220 円	1,293 円	1,284 円	1,252 円	1,218 円	1,222 円
安 値	1,160 円	1,206 円	1,225 円	1,190 円	1,190 円	1,191 円
終 値	1,209 円	1,243 円	1,246 円	1,202 円	1,190 円	1,195 円

(注) 2026年5月の株価については、2026年5月25日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026年5月25日
始 値	1,194 円
高 値	1,198 円
安 値	1,194 円
終 値	1,195 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

11. 処分要項

(1) 処分株式の種類及び数	普通株式 1,400,000 株
(2) 処分価額	1 株につき 1,198 円
(3) 処分価額の総額	金 1,677,200,000 円
(4) 増加する資本金の額	-
(5) 増加する資本準備金の額	-
(6) 処分方法(割当予定先)	第三者割当の方法により、株式会社神戸物産に全ての自己株式を割り当てます。
(7) 申込期間	2026年6月11日～2026年7月15日
(8) 払込期日	2026年7月15日～2026年7月31日
(9) その他	上記各項については、本公開買付けの成立を条件として行われます。 また、抛出する株式については、2026年5月26日開催の取締役会で決議されました自己株式の取得に係る事項において取得予定の自己株式を充当する予定でございます。

(注) 1. 本自己株式処分に関しては、2026年7月15日から2026年7月31日までを会社法上の払込期間として決議しており、当該払込期間を払込期日として記載しております。

IV. 本資本業務提携について

1. 資本業務提携の理由

上記「I. 本取引の目的」をご参照ください。

2. 資本業務提携の内容等

(1) 資本業務提携の内容

本資本業務提携契約を通じて、当社と神戸物産グループとの間で協業等を企図している事項は、以下のとお

りです。なお、神戸物産グループが行う事業には当社の事業と同一の分野の事業が含まれていますが、本資本業務提携は両社の事業を制約するものではありません。また、当社と割合予定先との間での役員派遣の予定はございません。

- a) 神戸物産グループの総菜事業「馳走菜」への当社の強みであるアウトパック商品の導入、及び当該店舗の出店拡大の検討
- b) 両社の仕入れネットワークを活用した共同仕入れ
- c) 神戸物産グループが注力する都市型小型店の出店を含めた、神戸物産グループのフランチャイズ加盟店としての当社における業務スーパーの出店検討

なお、当社は、本資本業務提携契約において以下の合意をしております。

神戸物産は、当社に対し、本資本業務提携契約の締結日以降、以下の事項を遵守することを約束する。

- a) 当社の株式の譲渡制限に係る合意

神戸物産は、自らの保有する当社の株式の全部又は一部について第三者に対する譲渡、移転、承継、担保権の設定その他の方法により処分（以下「譲渡等」という。）してはならない。

上記にかかわらず、神戸物産は、本資本業務提携契約の締結日から譲渡等禁止期間が経過した以降、本資本業務提携契約の規定に従うことを条件として、自らの保有する当社の株式の全部又は一部を譲渡等することができる。譲渡等禁止期間経過後、神戸物産が自らの保有する当社の株式の全部又は一部の譲渡等を希望する場合、当社及び神戸物産は、事前の両当事者間の合意によりその条件・方法・時期・相手方等を定めるものとする。

また、神戸物産は、譲渡等禁止期間経過後に、その保有する当社の株式の全部又は一部を第三者に売却することを希望する場合、当社は、一定の手続・条件で、当社又は当社の指定する第三者において買い取ることができ旨の先買権を有する。

- b) 当社の株式の追加取得禁止に係る合意

神戸物産は、本自己株式処分の払込み（以下「本クロージング」という。）後、自ら及びその子会社、関連会社その他の関係会社をして、本クロージング時点における当社の議決権保有比率（神戸物産及びその子会社、関連会社その他の関係会社の保有する当社の株式の合計数の当社の発行済株式（自己株式を除く。）に対する割合をいい、以下「本議決権保有比率」という。）を上昇させることとなる行為（組織再編行為により株式等を承継する場合を含む。）を行わず、かつ、行わせないものとする。

神戸物産が、これに違反して、神戸物産の本議決権保有比率が本クロージング時点の本議決権保有比率を超えて上昇した場合には、実務上可能な限り速やかに神戸物産の本議決権保有比率を本クロージング時点の本議決権保有比率以下となるよう、法令等上許容される範囲で株式の売却を含む必要な措置を講じなければならない。

- (2) 相手方に新たに取得される株式の数及び発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する割合

当社は、本自己株式処分により、神戸物産に対して、当社の普通株式1,400,000株（当社の発行済株式総数（当社が保有する自己株式を除く。）の13.28%（小数点以下第三位を四捨五入））を割り当てます。

3. 資本業務提携の相手先の概要

本資本業務提携契約の相手先である神戸物産の概要は、「Ⅲ. 本自己株式処分について 6. 処分予定先の選定理由等 (1) 処分予定先の概要」をご参照ください。

4. 日 程

(1) 取締役会決議日	2026年5月26日
(2) 本資本業務提携契約締結日	2026年5月26日
(3) 本自己株式処分の払込期間	2026年7月15日から2026年7月31日まで

5. 今後の見通し

上記「Ⅲ. 本自己株式処分について 8. 今後の見通し」をご参照ください。

6. 企業・株主間のガバナンスに関する合意又は株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意の内容及び目的

上記「Ⅳ. 本資本業務提携について 2. 資本業務提携の内容等 (1) 資本業務提携の内容」をご参照ください。

V. 主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動

1. 異動予定年月日

(1) 主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動予定年月日

2026年7月15日(本公開買付けの決済の開始日)(マキリ)

(2) 主要株主である筆頭株主の異動予定年月日

2026年7月15日(本自己株式処分の払込日)(神戸物産)

(3) 主要株主の異動予定年月日

2026年7月15日(本公開買付けの決済の開始日及び本自己株式処分の払込日)(マキヤ取引先持株会)

2. 異動が生じる経緯

本公開買付けに際し、マキリは、当社との間で本公開買付け応募契約を締結し、売却意向株式を本公開買付けに応募することを予定しております。本公開買付けが成立した場合には、売却意向株式の全部又は一部について買い付け等が行われることが予定されており、その結果、マキリは主要株主である筆頭株主に該当しないこととなると見込まれます。

また、当社は本自己株式処分により、神戸物産に対して、当社の普通株式1,400,000株(本取引後所有割合:19.83%)を割り当てます。その結果、本取引後の神戸物産の所有株式数は1,400,000株となり、神戸物産は当社の主要株主である筆頭株主に該当することが見込まれます。

加えて、本取引により、第2位株主のマキヤ取引先持株会が主要株主となることを見込まれます。

3. 異動する株主の概要

(1) 株式会社マキリ(主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社でなくなる株主)

マキリの概要については、以下のとおりです。

(2026年3月31日現在。特記しているものを除く。)

(1) 名 称	株式会社マキリ
(2) 所 在 地	静岡県沼津市住吉町8番12号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 矢部 利久
(4) 事 業 内 容	資産管理事業
(5) 資 本 金	100百万円

(2) 神戸物産(新たに主要株主である筆頭株主となる株主)

神戸物産の概要については、「Ⅲ. 本自己株式処分について 6. 処分予定先の選定理由等 (1) 処分予定先の概要」をご参照ください。

(3) マキヤ取引先持株会(新たに主要株主となる株主)

(1) 名 称	マキヤ取引先持株会
(2) 所 在 地	静岡県富士市大淵2373番地
(3) 代表者の役職・氏名	理事長 水野 昭人
(4) 事 業 内 容	会員の抛出による株式会社マキヤの株式取得

4. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) マキリ

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異 動 前 (2026年3月31日現在)	43,438 個 (4,343,800 株)	43.43%	第1位
異 動 後	-	-	-

(注1) 「総株主の議決権の数に対する割合」の計算においては、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(注2) 異動前の「総株主の議決権の数に対する割合」は、2026年3月31日現在の総議決権数（100,024 個）を基に算出しております。

(2) 神戸物産

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異 動 前 (2026年3月31日現在)	-	-	-
異 動 後	14,000 個 (1,400,000 株)	19.83%	第1位

(注1) 「総株主の議決権の数に対する割合」の計算においては、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(注2) 異動後の「総株主の議決権の数に対する割合」は、2026年3月31日現在の総議決権数（100,024 個）に、本公開買付けにより減少する議決権数（43,438 個）を控除し、本自己株式処分により増加する議決権数（14,000 個）を加えた数を分母として算出しております。

(3) マキヤ取引先持株会

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異 動 前 (2026年3月31日現在)	7,410 個 (741,000 株)	7.41%	第2位
異 動 後	7,410 個 (741,000 株)	10.50%	第2位

(注1) 「総株主の議決権の数に対する割合」の計算においては、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(注2) 異動前の「総株主の議決権の数に対する割合」は、2026年3月31日現在の総議決権数（100,024 個）を基に算出しております。

(注3) 異動後の「総株主の議決権の数に対する割合」は、2026年3月31日現在の総議決権数（100,024 個）に、本公開買付けにより減少する議決権数（43,438 個）を控除し、本自己株式処分により増加する議決権数（14,000 個）を加えた数を分母として算出しております。

5. 今後の見通し

マキリは、本取引により当社の主要株主である筆頭株主ではなくなる見込みですが、当社の業績に与える影響はありません。

神戸物産の保有方針については、「Ⅲ. 本自己株式処分について 6. 処分予定先の選定理由等 (3) 処分予定先の保有方針」をご参照ください。

マキヤ取引先持株会は、継続的に市場での買付を行うとともに、会員の必要に応じて退会及び引出しが発生する場合がありますので、今後の当該株主の所有株式数は流動的であります。

以 上